

受講料無料 初心者歓迎

訓練期間 3ヶ月

厚生労働省 緊急人材育成支援事業
訓練コース名 新規成長・雇用吸収
分野等訓練コース(実践演習コース)
医療事務 分野

**医療事務管理士、医事コンピュータ3級、
簿記3級合格レベルを目指します!**

募集中

医療事務・医事コンピュータ 簿記・オフィスPC科

一定の要件を満たしている方には、受講している期間、「訓練・生活支援給付金」が支給されます。 ※裏面参照

メリット
が

- ① **医療事務 + 簿記 + コンピューターで
病院などの事務スペシャリストを養成!!**
- ② **もちろん! 幅広く一般事務にも対応します**
- ③ **昼間コース・夜間コースが選べます**

※申し込み後のコースの変更はできません

訓練期間・時間

平成 22 年 **9月6日(月) ~ 12月4日(土)**

土日祝日を除きます。※ 12月4日のみ土曜日(修了式)です。

昼間コース: AM10:00 ~ PM 3:50

(訓練番号 22-13-03-04-0525)

・昼食休憩を含みます。

夜間コース: PM5:00 ~ PM 9:50

(訓練番号 22-13-03-04-0526)

・休憩を含みます。

定員

30名 (昼間・夜間コースとも)

※応募者が最低実施人数に満たない場合は、
訓練の実施を中止する場合があります

募集期間

平成 22 年 **7月15日(木) ~ 8月4日(水)**

選考日・選考方法

平成 22 年 **8月6日(金)**

・ **面接**

※選考後、合格された方は、現在の住所または住居を管轄する
ハローワークにて受講勸奨、訓練・生活支援給付金の受給を
希望される方は、受給資格認定申請書の提出をお願いいたします。

申込方法・お問合せ先

経営創研株式会社

03-5638-5733

東京都墨田区両国 4-37-2 TKF 会館 4F

※最寄のハローワークで受付後、

下記までお電話ください

※申し込み前でも、お気軽に

お問い合わせください

選考会場

経営創研 本社事務所

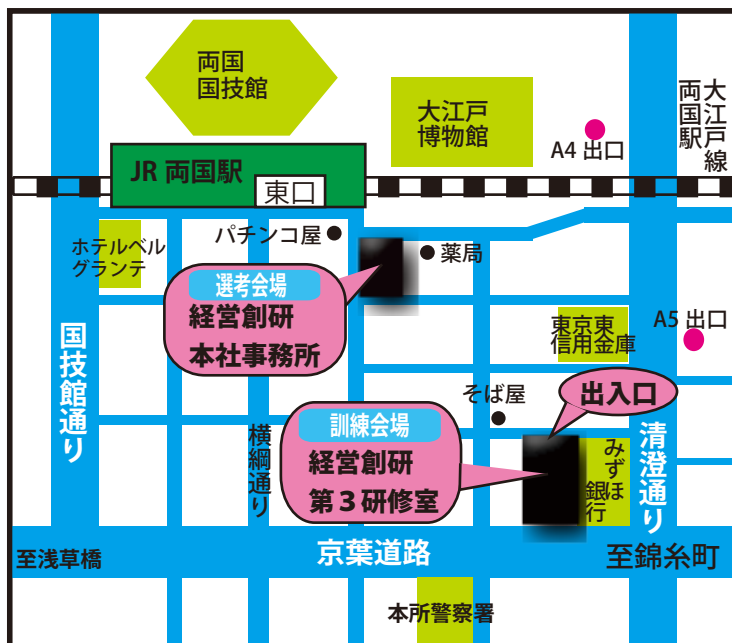
※上記お問合せ先の場所です。

訓練会場

経営創研 第3研修室

東京都墨田区両国 4-31-16 ひがしんみどりビル 8F

JR 両国駅・都営大江戸線両国駅から徒歩圏内。都心に近い立地です。



・8月4日締切ですので、お急ぎください。

・申し込み、お問い合わせは03-5638-5733 経営創研 まで。

訓練内容(カリキュラム)

簿記	:	簿記の基礎・仕訳・帳簿・試算表・精算表
医療事務	:	医療事務概論・レセプト作成・問題演習
医事コンピュータ	:	コンピュータ基礎・医療事務技能
オフィスPC実技	:	ワード&エクセル・パワーポイント・OA会計
就職支援	:	ビジネスマナー、職業講和、履歴書作成、模擬面接

受講要件

- ・医療分野、その他多様な分野における事務(総務・経理)で必要になる各種知識を習得したい方
- ・未経験者可。ただし、キーボードを打てる方

自己負担額

テキスト代の一部として、¥15,000円だけで負担いただきます(開校日に購入していただきます)

訓練終了後の関連職種

医療分野、メーカー・サービス等業種を問わず、多様な分野における営業・販売・事務を想定

仕上がり像

医療事務管理士、医事コンピュータ3級、簿記3級程度の実務知識を持ち、オフィス業務において有効に活用できる

終了後に習得できる資格

要受験。医療事務管理士、医事コンピュータ3級、簿記3級習得可能レベルの実力がつきます

訓練・生活支援給付金

職業訓練を受講している間、毎月以下の額の訓練・生活支援給付金が支給されます

被扶養者のいる方 12万円
上記以外の方 10万円

※遅刻・欠席・早退等で訓練の出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※一定の要件を満たされた方に支給されます。

※専攻の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勸奨、訓練生活支援給付金の受給を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

訓練・生活支援給付金の資格要件

●以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支援対象となる方です。

- ①ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
 - ②雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
 - ③世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
 - ④申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
 - ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
 - ⑥現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
 - ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
 - ⑧就職安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方
- ◎収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められます。
- ◎世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
- ※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は近くのハローワークまでお問い合わせください。